

## 長野県保健医療計画策定ワーキンググループ設置要綱

### (設置)

第1 第7次長野県保健医療計画の策定に当たり、より実務的に分野ごとの協議・検討を行うため、次に掲げる分野ごとにワーキンググループを設置する。

- (1) 救急・災害医療
- (2) 小児・周産期医療
- (3) がん・生活習慣病対策・歯科・医薬
- (4) 精神疾患
- (5) 医療従事者確保・へき地医療・在宅医療

### (任務)

第2 各ワーキンググループは、それぞれの所掌分野に関する事項について協議・検討を行い、その結果を長野県医療審議会保健医療計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に報告するものとする。

### (組織)

第3 各ワーキンググループは、それぞれ委員 14 人以内で組織する。

- 2 委員は、策定委員会の委員及び専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- 4 各ワーキンググループに座長を置き、委員の互選により定める。
- 5 座長は、ワーキンググループの会務を総理する。

### (会議)

第4 ワーキンググループは、各座長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は、意見を述べさせることができる。

### (事務局)

第5 ワーキンググループの事務局を長野県健康福祉部医療推進課に置く。

### (補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、各座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。